

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

April 2018

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 21

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 21 となる本号では、経済産業省が発表した「我が国企業による海外 M&A 研究会報告書」および「『スピンオフ』の活用に関する手引」の概要、平成 30 年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制に係る改正の影響など、最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [我が国企業による海外 M&A 研究会報告書の公表](#)
- [「スピンオフ」の活用に関する手引の公表](#)
- [ポストクロージング再編に関する株式譲渡益の合算課税対象金額からの控除—平成 30 年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制に係る改正の影響—](#)

2. アジア

- [中国：中国政府が競争法の担当部局を統合へ](#)
- [中国：多国籍企業に対する節税機会を創出する中国の最新の条約濫用防止規制の施行（続）](#)
- [シンガポール：雇用法の改正](#)
- [インドネシア：株式会社（Limited Liability Company）によるその実質所有者（Beneficial Owner）の報告義務](#)
- [タイ：EU がタイの IHQ/ITC 等の優遇税制をグレーリストに指定](#)

M&A・海外進出に関する
社内研修プログラムのご案内

昨今の M&A や海外進出の対象国の多様化に伴い、限られた国や地域での経験や知識だけでは対応が難しいケースも増えています。

ベーカーマッケンジーでは、多国籍企業間の M&A やジョイントベンチャーで培った知識や経験を集約し、日本企業の法務部や海外進出業務担当者の方を対象とした社内研修用のセミナープログラムを提供しています。

- 国内外の M&A の経験が豊富な M&A 部門のパートナー弁護士が講師を務めます。
- 開催回数と時間は、ご希望のプログラムの内容、レベルや、貴社のご都合を勘案して、フレキシブルに設定可能です。
- 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 本件に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。
seminar.tokyo@bakermckenzie.com

1. 日本

我が国企業による海外 M&A 研究会報告書の公表

2018年3月27日に、「我が国企業による海外 M&A 研究会報告書」（以下、「本報告書」）が経済産業省から公表された。経済産業省は、2017年8月より、海外 M&A に関し豊富な経験と知見を有する専門家を集めた「我が国企業による海外 M&A 研究会」を開催し、日本企業による海外 M&A の課題や留意点等について、海外 M&A に積極的に取り組む企業へのヒアリングや専門家を交えた議論、公開シンポジウムを通じて検討してきており、今回公表された報告書はその成果物となっている。

報告書のポイント

本報告書では、海外 M&A の成功には、デュー・ディリジェンスやバリュエーション、契約交渉といった M&A を実行する力だけでなく、買収の実行局面の「前」における戦略立案及び周到な準備と、買収を実行した「後」のグローバル成長の実現に向けた取り組みも同様に重要となるという分析の下、海外 M&A を成功させる3つの要素として「M&A 戦略ストーリーの構想力」「海外 M&A の実行力」「グローバル経営力」を挙げている。

また、これら3つの要素全体に対して、経営トップは主体的に関与し、リーダーシップを発揮する必要があるとしている。

「M&A 戦略ストーリーの構想力」を備えるべく、中長期の時間軸で自社の成長戦略を明確にした上で、その実現のための一手段として M&A 戦略ストーリーを位置づけ、一貫した M&A 戦略に基づいて各案件を実行することが重要であるとしている。また、経営者は自らが「ストーリーテラー」として、その戦略を内外に発信することで、そのような M&A の位置づけが買収案件の関係者間で共有され、理解を促進することができるとしている。

「海外 M&A の実行力」に関しては、海外 M&A を実行する企業自身が十分な M&A リテラシーを身につけ、外部アドバイザーに過度に依存することなく、主体的に M&A プロセスを実行できる能力を向上させていくことが重要であるとしている。また、準備段階における M&A 戦略ストーリーを判断軸として、日常的かつ主体的に買収候補企業群を調査、分析し、デュー・ディリジェンスにおいて得られた情報により、かかる買収後の成長ストーリーの精緻化を図ること、買収の意思決定の場においても買収ストーリーとの整合性や撤退すべき要素の有無を冷静に検証することが重要であるとしている。また、PMI に関しては、M&A 戦略の策定とデール遂行を担当した案件責任者が継続して PMI を実施すべきであり、また、必要に応じてクロージング後のデュー・ディリジェンスも行いつつ、Day1 から一気呵成に PMI を進めることが必要であると指摘されている。

「グローバル経営力」では、海外 M&A の実行をグローバル経営のスタートと捉えて、買収先の優秀な人材の起用経営管理手法や IT システムの導入等を通じて、グローバル経営力を強化することが、ひいては海外 M&A の実行力の強化にもつながると指摘されている。また、グローバル経営の中核となるのは、人材であるとし、海外企業にも通用するリーダーシップ、コミュニケーション能力を持った人材を活用・育成することが重要であるとしている。

海外 M&A を経営に活用する9つの行動

経済産業省は、本報告書の内容から、特に経営トップ等が留意すべき点を抽出し、事例とともに「海外 M&A を経営に活用する9つの行動」として併せて公表している。

小括

本報告書では、多数の参考事例も挙げながら、海外 M&A の準備段階からディールの実行及び PMI を経て M&A 後の取り組みに至るまで多岐に亘って海外 M&A に関する課題や留意点が説明されている。各企業の海外 M&A の経験値は異なることから、本報告書記載の海外 M&A 成功に向けた 3 要素をすぐに実現させていくことは現実には困難な場合もあると思われるが、各企業の海外 M&A の目的や M&A の経験値、M&A に向けられるリソース等に応じて、本報告書を有効活用していくことが望ましいと考えられる。

[最初のページに戻る](#)

「スピノフ」の活用に関する手引の公表

経済産業省は、2018 年 3 月 30 日に「『スピノフ』の活用に関する手引」（以下、「本手引」）を公表した。

平成 29 年度税制改正において、企業の大胆な事業再編を促進するため、いわゆるスピノフと呼ばれる特定の事業部門や完全子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる事業再編の一形態の実施時に発生する譲渡損益等について課税の繰延措置が講じられた。さらに、平成 30 年度税制改正により、スピノフの準備段階で行う組織再編における適格要件の緩和措置も追加された。

こうした制度面での環境整備により、今後、実際にスピノフを活用する企業が出てくることが期待されるが、スピノフの実施事例は日本にほとんどなく、スピノフの活用を検討している企業の参考となるよう本手引が公表されている。

本手引の内容

本手引は、スピノフの概要、スピノフに関する平成 29 年度税制改正の概要及びスピノフが適格組織再編に該当するための要件を説明した上で、税法上のスピノフの種類¹に基づいて、会社法上の手続や金融商品取引法上の提出書類及び手続、証券取引所への上場手続、税務処理並びに会計処理等、スピノフ実施に伴う手続等のポイントを Q&A 形式で説明している。

なお、平成 30 年度税制改正の概要は、本手引の末尾に参考として記載されているのみであり、今後平成 30 年度税制改正に併せた本手引きの改訂がなされる可能性がある。

小括

本手引は、スピノフに関して新たな制度を導入したり、既存の法的論点に関して新たな解釈を示すものではないが、スピノフに際して検討することとなる会社法や金融商品取引法、証券取引所規則等の論点や会計・税務上の論点、その他実務上の論点に関する説明を Q&A 形式で横断的にしており、今後スピノフを行う企業にとって有益な書類といえる。

[最初のページに戻る](#)

¹ 本手引では、税法上のスピノフに該当する行為を、①自社内の特定の事業部門を分割により別法人に移転させ、同時に設立時に交付を受けるその法人の株式の全てを自社の株主に交付する方法（※適格組織再編に該当するためには単独新設分割であることが必要）である分割型分割と、②自社の完全子法人の発行済株式の全部を自社の株主に全て分配する方法（※外国法人である完全子法人の場合も想定される）である株式分配に大別している。

ポストクロージング再編に関する株式譲渡益の合算課税対象金額からの控除—平成 30 年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制に係る改正の影響—

概要

近年、日系多国籍企業による外国多国籍企業の買収案件が増加しているが、その買収後の統合・再編取引（Post Merger Integration, "PMI"）によって生じる譲渡益が日本のタックスヘイブン税制の適用によって日本で課税対象となることが、買収後の機動的な PMI の障害になっているとも言われていた。例えば、経団連の「平成 30 年度税制改正に関する提言」には、以下の記述があった。

外国の多国籍企業買収後、グループ会社間でシナジー効果を生み出すため、被買収企業傘下の外国法人株式を譲渡するなど資本関係を整理する場合がある。その際に生じるキャピタル・ゲインは、もともとグループ外であった外国法人の株式の含み益に起因するものであり、必ずしも日本の税源が浸食されているとはいえず、たとえ被買収企業傘下のペーパー・カンパニーで生じるとしても一律合算は不合理である。企業の円滑な国際展開を後押しする観点から、外国関係会社で生じるキャピタル・ゲインのうち一定の要件を満たすものについては、課税の繰り延べ又は免除を認めるべきである。

改正内容

平成 30 年度税制改正によってこの点が手当され、具体的には租税特別措置法施行令及び同法施行規則により以下の改正がなされた。この改正は、租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項及び第 2 項に関するもの、すなわち会社単位の合算課税の対象となる外国子会社の適用対象金額に関するものである。

- a) その内国法人がその株式を直接有しない外国子会社が行う部分対象外国関係会社(経済活動基準を満たす外国子会社)の株式の譲渡であること
- b) 譲受会社は当該内国法人（及びその支配する他の内国法人等）又は部分対象外国関係会社であること（これらの者以外の者に譲渡することが見込まれている場合を除く）
- c) 当該株式の譲渡が買収後 2 年を経過する日まで（平成 32 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については 5 年（附則第 29 条））に行われること
- d) 当該譲渡が当該外国子会社の清算中の事業年度に行われること、又は当該外国子会社が当該譲渡の日から 2 年以内に解散することが見込まれていること等
- e) 買収の目的並びに基本方針及び買収後再編の基本方針並びに内容、実施時期等を記載した計画書に基づいて当該譲渡が行われること

実務的な影響

本改正は、他の外国子会社の株式の保有以外の機能がない外国子会社を、清算によって整理する再編には効果があると考えられる。実際、外国多国籍企業はケイマン島のタックスヘイブン地域に多くの持株会社を介在させている場合があり、日本の税制の観点からはこれらの持株会社はおおよそ不要であることから維持費の削減等の観点から、これらの持株会社を清算したいという動機は多いのではないかと考えられる。本改正は、平成 32 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については買収後 5 年以内に行う譲渡について適用されるとされていることから、改正前の外国企業の買収に関する PMI についても適用され得る。もっとも、タックスヘイブン税制の観点のみから考えると、外国子会社が他の外国子会社から受ける配当金については合算対象所得から

除外されるため、これらの持株会社を整理しないからといって税負担が増加するものでもない。

また、本改正は譲渡を行う外国子会社が譲渡後2年以内に解散をすることが条件となっており、他の外国子会社の株式の保有以外に実業を行っている外国子会社が譲渡には基本的に適用されないことに留意すべきである（解散後に継続した場合については特に手当されていない）。また、株式が譲渡される対象会社は部分対象外国関係会社、すなわち経済活動基準を充足する実態のある会社であることが条件となっており、経済活動基準を充足しない外国子会社が連鎖している場合には整理が困難ではないかと考えられる。

さらに、本改正は租税特別措置法施行令第39条の15第1項及び第2項に規定する適用対象金額の計算の手当のみであり、同法施行令第39条の14に規定する租税負担率の計算は引き続き従前のおりである点にも留意が必要である。従って、例えば法定税率が20%以上で子会社株式の譲渡益が非課税となる国（オランダ、ドイツ、フランス等が該当する）で設立され、実業を行っている外国子会社が有する他の外国子会社の株式を、PMIの一環としてグループ内で譲渡する場合、当該外国子会社の租税負担率が20%未満に低下し、株式を譲渡した日を含む事業年度においては、部分対象外国関係会社に該当することによる部分合算課税が生じる場合がある。

なお、上記2.(e)のおり、一定のPMI計画書に基づいた譲渡であることが要件の一つとなっているものの、当計画書の具体的な記載内容や程度に関しては政令では定められてなく、かつ何らかの承認や認定を要するものでもないため、基本的に最低限の事項を記載した簡素なものであっても差支えないと解される。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中国

中国政府が競争法の担当部局を統合へ

中国政府は、2018年3月13日に現在3つに分散している競争法の担当部局を1つに統合する計画を発表した。全国人民代表大会は、同月17日、当該改正議案を可決した。

中国では現在、企業結合規制を商務部（MOFCOM）が、価格に関連する反競争的行為又は取決めについての執行を国家発展改革委員会（NDRC）が、また価格以外に関する反競争的行為又は取決めの執行を国家工商行政管理総局（SAIC）がそれぞれ担当している。今回の統合により、競争法の執行権限は1つの部局に集約されることとなる。

今回の競争法当局の統合計画は、中国における大規模な省庁再編計画の一環であり、本統合計画により、中国における事業活動に関し、以下のような点で好ましい影響があると予想されている。

- **国家工商行政管理総局及び国家発展改革委員会の管轄の不明確性の解消:** 競争法の違反行為が価格に関連するか否かの判断は容易でなく、違反行為は価格と価格以外の両方の側面を有することが多いため、今回の統合により管轄の不明確性が解消されることとなる。
- **リエンシー申請者の利便性向上:** 現在、国家工商行政管理総局及び国家発展改革委員会は、それぞれ別個のリエンシー規則を有する状況にあるところ、本統合によりリエンシー規則も一本化され、申請要件の明確化が図られると予測されている。

- **重複する規則の解消:** 現在、国家工商行政管理総局及び国家発展改革委員会は、知的財産権に関する競争法ガイドライン等、競争法の解釈につきそれぞれ別個の内容の重複する規則を制定している。本統合により、規則は1つとなり、事業者にとり規則の明確化が図られる。
- **適切な人員配置:** 本統合により、当局内で競争法の執行業務と企業結合審査業務間でより適切な人員配置を行うことが可能となる。企業結合規制を担当する商務部は、例えば2017年は10月までに計360の届出があったように、近年の届出数の急増により人員不足に陥っており、本統合により円滑な審査が行われることが期待されている。

統合機関のトップ人事や現在3機関にそれぞれ存在する規則の統一作業の詳細等は、今後議論が進められる。

[最初のページに戻る](#)

多国籍企業に対する節税機会を創出する中国の最新の条約濫用防止規制の施行（続）

前月に引き続き、2018年2月6日、中国国家税務総局（State Administration of Taxation、以下「SAT」）による租税条約における実質的所有者問題に関する公告（以下「9号公告」）について解説を加える。前月号の記事については[こちら](#)を参照されたい。

主要な規定の要点（続）

(1) 実質的所有権の帰属

9号公告におけるもう一つの主要な規定は、実質的所有権の帰属に関する基準である。この新しい規定は、所得受領者自身がセーフ・ハーバーの適用要件を満たさず、かつ、一般的な租税回避防止規制の適用を回避できるような経済的実体を備えたエンティティを国内に有していない多国籍企業に対し、条約に基づく配当源泉税率の適用機会を増やすことになる。なお、実質的所有権の帰属に関する基準は配当源泉税のみに適用され、同一国シナリオと非同一国シナリオの2パターンが用意されている。

同一国シナリオにおいては、A-1社がA-2社を直接100%保有しており、両社ともにA国の居住者であって、A国は中国との間で二国間租税条約を締結しているとする。A-2社は中国の子会社の持分を保有しており、その子会社から配当所得を受けている。A-2会社はA国内における経済的実体がないため、実質的所有者ではない。しかしながら、もしA-1社が直接中国の子会社に投資をし、配当所得を受け取っていたならば、A-1社は実質的所有権を有すると認められたはずである。この場合、A-2社は実質的所有者たる資格を有すると認められ、配当源泉税率の適用を受けることができる。この結果は、A-1会社の一つ又は複数の会社を通じてA-2社の持分を間接的に100%保有していた場合でも変わらない（中間会社がA国又は他の国（タックスヘイブン国を含む）の税務上居住者であるか否かを問わない）。

他方、非同一国シナリオにおいては、A社はA国の居住者で中国の子会社を保有しており、B社はB国の居住者でA社の直接の100%親会社であるとする。A社が中国の子会社から配当所得を得ているものの、同社について実質的所有者基準を満たすことができない場合において、B社が実質的所有者基準を満たし、「qualified person」に該当する場合には、A社もまた実質的所有者として扱われることになる。「qualified person」に該当するには、①B社が中国と租税条約を締結している国の税務上居住者であり、かつ②当該B社の居住地国と中国の間の租税条約に基づき、A国と中国の間の租税条約に基づいてA社に適用のある税率と同一又はそれ以下の税率がB社に適用されることが必要である。仮にB社が中間会社を通じてA社を間接的に100%保有している場合、A社が実質的所有者と扱われるためには、いずれの中間会社も qualified person に該当する必要がある。

実質的所有権に関するセーフ・ハーバー及び実質的所有権帰属に関する基準のいずれについても、租税条約上の優遇を得ようとする時点のみならず、当該時点以前の12ヶ月間連続して、100%支配関係を維持している必要がある。

(2) 添付書類

9号公告は、税務当局への提示を要する一般的基準や、実質的所有権に関するセーフ・ハーバー、さらには実質的所有権帰属基準に基づく実質的所有者身分の申請に関する添付書類について詳細なルールを規定している。添付書類の例としては、財務諸表、契約書、機能分析、知的財産に関する権利関係書類、ガバナンスに関する文書、税務上の居住者証明書などが含まれる。

(実質的所有者に関する)申請が実質的所有権セーフ・ハーバー又は実質的所有権帰属基準の充足を理由とする場合、所得受領者のみならず、セーフ・ハーバー又は(実質的所有権)帰属に関係のある各支配会社のそれぞれにつき税務上の居住者証明書の提出が必要となる。

また、すべての税務上居住者証明書は条約上の優遇措置の申請年又はその直前の年の時点のものでなければならない。

(3) 税務当局の権限

60号公告が公布された2015年以降、租税条約に基づく優遇措置の申請者は中国の源泉徴収義務者のみに対して添付書類を提出すれば足り、当該源泉徴収義務者は受け取った情報を審査し、条約上の優遇措置要件を充足すると判断した場合には、担当税務当局と共に、申請者の取得した租税条約上の地位を示す登録書類を作成することになる。担当税務当局は登録後における当該申請者の条約上の地位を調査し、必要な調整を行う権限が与えられている。9号公告によると、租税条約上の優遇措置の申請者の実質的所有者性を否定しようとする担当主税局(通常は地方レベル)は、更に地方税務局の承認を求めることを要する旨の要件を加重した。この要件は、実質的所有者認定が技術的に複雑であることから、地方税務局を介入させることで法律の適用の一貫性の強化を促す目的があるとみられる。

(4) エージェント

30号公告は、租税条約上の実質的所有権の代理人に関する指針を示した。例えば、仮にA国居住の非居住者Aが、B国居住の非居住者Bの代理人として中国源泉の受動的所得を得た場合、中国とB国の間の条約が適用され、非居住者Bが実質的所有者基準の申請者になる必要がある。しかしながら、9号公告は、実質的所有者基準のもとでは、中国源泉の配当、利子又はロイヤルティの所得の基礎となる持分(株式)、貸付金、知的財産権の法律上の所有者も実質的所有者基準の申請者と一致している必要があると規定している。当該法律上の所有者でない別の第三者が租税条約上の優遇措置の申請者となることは認められていない。この9号公告の規定が、法的所有権と経済的実質の帰属が分離するノミニ(名義人)制度の場合にどのように適用されるのかはやや不明確である。9号公告上明らかではないが、この場合法的所有権を有する名義人が所得受領者かつ租税条約上の優遇措置の申請者として扱われることになるのではないかとと思われる。

分析と小括

9号公告は、中国の租税環境の競争力を高め、国際的なベストプラクティスに近づこうとするSATの政策の一つの表れであるといえる。このことは、免税、税率の引下げ又はその他の国内における優遇税制のみならず、9号公告に見られるような、多国籍企業に対する優遇税率の適用を阻む障壁を可能な限り低くしようとする施策内容からも明らかである。

9号公告における最も重要な規定の一つが、上記述べた実質的所有権の帰属に関する基準であり、この基準はOECD BEPS行動原則6におけるderivative benefit testをシンプルにしたものといってよく、多国籍企業にとって最も大きな恩恵をもたらす要因になることが想定される。同時に、実

質的所有権の帰属主体が所得受領者の直接又は間接的な親会社に限られている一方で、所得受領者と同じ法域に所在する兄弟会社が所得受領者であったとしても結論に影響しないと思われることも注目に値する。この点において、9号公告における実質的所有権帰属主体の範囲は、同様の規定を設けている他の国よりも狭いといえる。

その他の点では、9号公告は、実質的事業活動に関する601号通達における実質的所有者要件を維持しているため、中国の租税条約に基づく実質的所有者性の適用を求める者にとって、引き続きこの点が最も重要な要素となることについては変わりがない。中国の租税条約に基づくより低い源泉徴収税率の適用を受けようとする多国籍企業にとっては、中国における親子会社それぞれが十分な経済的実体が備わっているようにするとともに、関係書類を綿密に用意し、かつ必要な税務上居住者証明書を準備しておくことの重要性がこれまで以上に高まっている。

総括すると、9号公告は、601号通達等の既存ルールに対する大改正といつてよい。多国籍企業としては、既存の中国拠点の整備という観点だけでなく、9号公告によって生じた新たなタックスプランニングの機会を十分に検討・利用することが有益である。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

雇用法の改正

2018年2月15日、シンガポールの人材省（Ministry of Manpower）は、雇用法（Employment Act）の改正に関する意見聴取手続を終了した。

現行の雇用法は、従業員のうち、月給4,500シンガポールドル以上のマネージャー又はエグゼクティブポジションの従業員（以下、「管理職従業員」）をその適用対象外としているが、改正により、管理職従業員を含む全ての従業員が雇用法の適用対象となる予定である。すなわち、改正により、雇用法上の給付や報酬に関する規定が管理職従業員にも適用されることとなるが、現行のまま管理職従業員に適用すると問題が生じうる規定もあるため、それら規定も同時に改正される可能性がある。

なお、改正雇用法は、2018年9月に国会に提出され、2019年4月1日までに施行される予定である。

雇用訴訟裁判所の管轄の拡大

2017年4月に設置された雇用訴訟裁判所（Employment Claims Tribunals）は、これまで、雇用主が従業員に対して支払義務を負っている賃金債務や給付債務等に関する請求をその管轄対象としてきたが、人材省は、上記雇用法の改正に伴い、不当解雇に関する請求も雇用訴訟裁判所の管轄とすることを検討している。

外国人の雇用の制限

人材省は、シンガポール人従業員が高い地位の役職に就けるようにするため、外国人従業員の雇用について以下の政策を行っている。

- 中～低の地位の役職向けの外国人就労ビザである S Pass について、申請要件となる給与額を、現行の2,200シンガポールドルから今後段階的に2,400シンガポールドルに引き上げる。
- 外国人を雇用する場合 Jobs Bank（オンライン上の求人広告サイト）に最低14日間求人広告を掲載しなければならないという求人広告

掲載義務について、その適用除外要件を、2018年7月1日以降厳しくする。

フリーランスの保護

人材省は、会社に雇用されずフリーランス（個人事業主）として働く者が増加していることに伴い、フリーランスを保護するため以下の政策を行っている。

- フリーランスと契約を締結する際に契約書に明記する必要がある事項等に関するガイドラインを公表した。
- 会社に雇用されている従業員は、中央積立基金（Central Provident Fund）制度の適用を受けているが、フリーランスについても、2020年頃までに中央積立基金制度に類似する拠出制度（Contribute-As-You-Earn）を導入する。

柔軟な働き方に対する政府の支援

政府は、従業員が柔軟な働き方を実現することができるよう、柔軟な雇用形態を導入している会社に対する補助金の増額等を行う予定である。

[最初のページに戻る](#)

インドネシア

株式会社（Limited Liability Company）によるその実質所有者（Beneficial Owner）の報告義務

インドネシアの大統領は、最近、マネーロンダリング及びテロリストによる経済犯罪の根絶を目指した、会社の実質所有者の確認の原則を規定する、いわゆる Regulation 13 を発した。

株式会社（Limited Liability Company）への適用

Regulation 13では、会社は、①その実質所有者として、少なくとも1名を決定しなければならない、②実質所有者を把握するため、及び認定機関の要求に応じて会社及び実質所有者の情報を提供するために、従業員を選任しなければならない。加えて、③会社は、実質所有者に関する正確な情報を認定機関に報告し、かつ、当該情報をアップデートしなければならない。

認定機関は、その独立した調査、実質所有者の情報を扱う他の政府機関又は私的機関からの情報、及びその他の信頼できる情報に基づき、別の実質所有者を決定することができる。Regulation 13は、認定機関として、以下の機関を定めている。

- ① 会社の登記、公証、認可、通知、事業ライセンス又は解散に対して権限を持つ、中央政府機関又は地方政府機関
- ② 会社の事業を監督し規制する権限を持つ機関

Regulation 13は、「会社」を広く定義しており、国内資本の法人と外国資本の法人を区別していない。したがって、Regulation 13は外国資本の法人にも適用されうる。また、認定機関も上記のとおり広く定義されているので、ライセンスを発行する省庁又は政府機関すべてが該当し得る。

Regulation 13に違反した株式会社は、法令に従い罰則の対象となりうる。Regulation 13がいずれの法令を参照しているのか明確ではないが、同様の目的ですでに発行されている法令については留意すべきものと思われる。

株式会社の実質所有者の基準

実質所有者は、いくつかの基準により決定されるが、会社の種類により基準は異なる。株式会社の場合、以下の基準が考慮される。

- ① 定款記載の株式の 25%超を保有すること
- ② 定款記載の議決権の 25%超を保有すること
- ③ 株式会社の年間利益の 25%超を受領すること
- ④ 株式会社の取締役会及びコミサリス会のメンバーを選任し、変更し、又は解任する権限を有すること
- ⑤ 他の者からの授権なしに、株式会社に影響を与え又は支配する権限又は権力を有すること
- ⑥ 株式会社から利益を得ていること
- ⑦ 株式会社の株式資本の出資原資の実質的な所有者であること

Regulation 13 は、上記の⑤⑥⑦を満たす個人は、上記①②③④を満たさない者であると規定する。この規定は明確でなく、上記⑤⑥⑦については、これ以上の詳細な規定はないため、かなり広範に解釈される可能性がある。

報告

株式会社は、以下の場合に、実質所有者の正確な情報を報告しなければならない。

- ① 設立、登記、公証、認可、又は事業ライセンスを申請するとき
- ② 事業継続期間中で、何等かの変更やアップデートがあるとき

報告は、株式会社の設立者か経営陣、公証人又は代理人により提出されなければならない。

登記、公証、認可、通知及び事業ライセンスの申請手続き中の会社を含む、既存の株式会社は、Regulation 13 の効力発生日である 2018 年 3 月 5 日から 1 年間、実質所有者の通知原則の導入のための猶予を与えられている。

今後の課題

今後どのように実質所有者の通知義務が実務に導入されていくかは、今のところ明確ではない。Regulation 13 を実際に運用するに際して、認定機関は、関連規則を発行するものと予測されるが、現時点で明らかでない。

Regulation 13 は、インドネシア会社法や他の会社関連規定を参照していないが、Regulation 13 の定める報告義務は、ノミニー・アレンジを利用した会社ストラクチャーに関連し得る。すなわち、インドネシアでは、ある投資家が、ある会社に対する自らの所有権が他の者の利益の為又は他の者の代理として有するものである旨合意又は宣言するアレンジが、禁止されている。当該規制や関連規制から察するに、インドネシア政府は、ノミニー・アレンジを利用した会社ストラクチャーを排除する方針であると考えられる。会社のストラクチャーを検討する際には、このような政府の方針に注意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

タイ

EUがタイのIHQ/ITC等の優遇税制をグレーリストに指定

OECDとEUがタイの優遇税制を問題視

2017年6月2日付でOECDから公表されている通り、タイは「BEPS包摂的枠組み」のメンバーとなり、BEPS参加国間の相互モニタリングの対象となる4つのミニマムスタンダード（条約濫用の防止、国別報告書、有害税制への対抗、相互協議を通じた紛争解決の改善）を遵守していく取り組みを行っている。そういった中で、OECDが2017年10月16日に公表した「有害な租税慣行—優遇税制に関する2017年進捗レポート」²において、タイのInternational headquarters (IHQ)、International trade center (ITC)、Regional operating headquarters (ROH)、Treasury center (TC)並びにInternational banking facilities (IBF)の5つの優遇税制について、BEPSプロジェクト行動5に沿って制度の改正が行われる過程にあることが明らかになった。また、2017年12月5日付で欧州連合（EU）は、課税逃れ対策に非協力的な国・地域に係るブラックリスト³を公表しており、グレーリストとしてタイをリストアップしている。

特に、2015年度から導入されたIHQ/ITC制度に係る優遇税制は、海外からの物品購入、国外関連者へのサービス所得、第三国に販売する取引から生じる所得や海外関連者からのロイヤルティ所得等に法人税の免税の恩典を与えており、制度の導入以降多くの日系多国籍企業のタイ子会社でも適用を受けてきた制度である⁴。

BEPSプロジェクト行動5では、有害税制か否かの判定において実質的活動要件を採用し、納税者がその優遇税制の対象である種類の事業所得を得るために要する活動から生じるコア所得の範囲で恩典を与えている優遇税制は実質的活動要件に合致するとしている。一方で、IHQ/ITC制度ではサービス提供等の適用条件はあるものの、活動要件について「ネクサス・アプローチ」等の経済活動の実質性に関する基準を設けてられていない。

小括

EUが公表したグレーリストによると、タイ政府は特定された優遇税制について見直し又は廃止を2018年中に行うことを表明しているとされている。しかしながら、これらの優遇税制がどのように見直し又は廃止が行われるのか、既に適用を受けている納税者に対しては新法令の適用を除外する経過措置等が設けられるか等の詳細は現時点で公表されていない。しかしながら、同じ東南アジアのシンガポール等でもBEPSプロジェクト行動5に沿って優遇税制の見直しが既に実施されている通り、少なからず実質的活動要件の追加等の制度の見直しが行われること予想される。既に本制度の適用を受けている納税者においては、現在の商流やIHQ/ITCの事業内容等に見直しを行う必要が生じるか否かに関して、今後のタイ投資委員会（BOI）から公表される正式なアナウンスを注視していくことが必要である。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

[最初のページに戻る](#)

² <https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264283954-en.pdf?expires=1524721014&id=id&accname=guest&checksum=42146079919C49DD7A5C240BD3571FC9>

³ <http://www.consilium.europa.eu/media/31945/st15429en17.pdf>

⁴ IHQ/ITC制度の詳細は、弊社2015年7月の[ニューズレター](#)を参照されたい。